

和歌山県農業農村振興委員会 日本型直接支払推進部会 (中山間地域等直接支払制度)

令和6年度の実施状況及び令和7年度の取組について



令和7年 3月18日
和歌山県 農林水産部 里地里山振興室

1

本日の構成

1. 中山間地域等直接支払制度の概要
2. 令和6年度の実施状況
3. 第6期対策の改正内容
4. 令和6年度の取組
5. 令和7年度の取組

2

1. 中山間地域等直接支払制度の概要

3

事業概要

○対象年度

第1期対策	第2期対策	第3期対策	第4期対策	第5期対策
H12～H16	H17～H21	H22～H26	H27～R1	R2～R6

○第5期対策の変更点

- ・体制整備単価の要件を「集落戦略の作成」に一本化
- ・指定棚田地域を追加。「棚田地域振興活動加算」を新設
- ・「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設
- ・遡及返還の対象が協定農用地全体から該当農用地のみに



4

事業実施市町

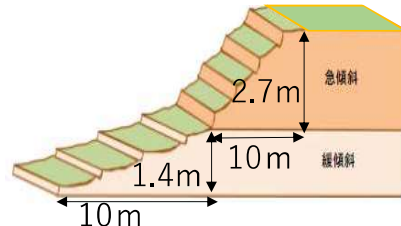
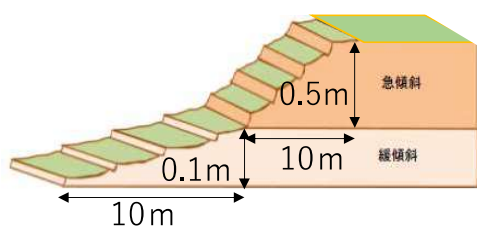
- ・ 制度対象市町村数 ⇒ **28**
(農振地域のない太地町
及び北山村を除く)
- ・ 取組市町村数 ⇒ **23**
(協定締結されていない、
岩出市、高野町、美浜町、
新宮市、すさみ町を除く)

取組市町数は
昨年度から変更無し



5

対象農用地の基準



急傾斜	1/20以上	15° 以上
緩傾斜	1/100以上	8° 以上

6

対象単価（10aあたり）

地目	区分	基礎単価 8割	体制整備単価 10割
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円
草地	急傾斜	8,400円	10,500円
	緩傾斜	2,400円	3,000円
	草地比率の高い草地	1,200円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	800円	1,000円
	緩傾斜	240円	300円

基礎単価 = 8割単価
 体制整備単価 = 10割単価 **【集落戦略の策定】**

7

交付単価要件（活動内容）

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- ・農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護



耕作放棄地の
発生防止活動



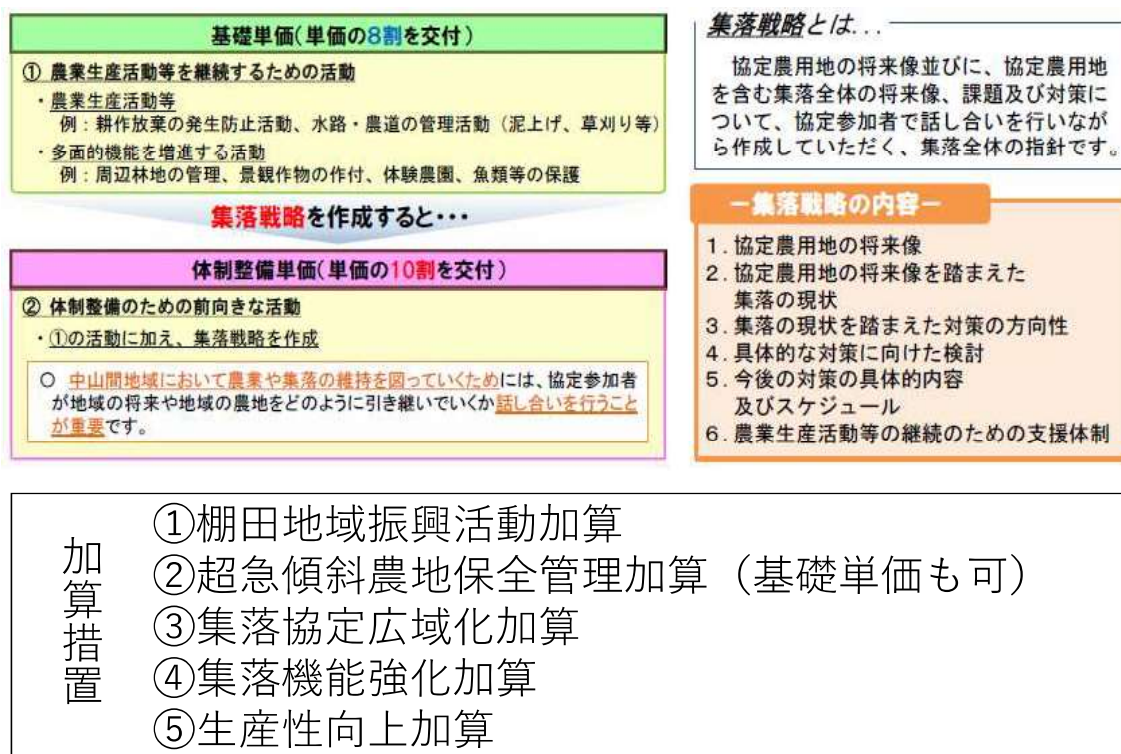
水路の管理
（草刈り）活動



周辺林地の管理
（草刈り）活動

8

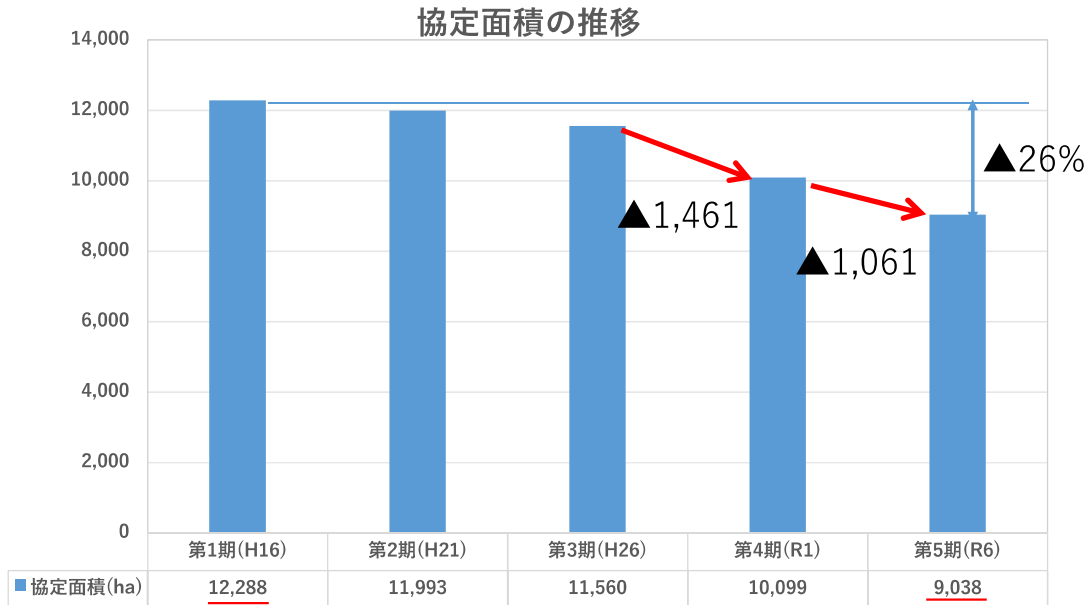
交付単価要件（活動内容）



9

2. 令和6年度 実施状況

令和6年度の実施状況（協定面積の推移）



○対策がすすむ毎に協定面積は減少

- 【要因】
- ・ 高齢化の進行による協定参加者の減少
 - ・ 担い手不足
 - ・ 書類作成など事務をする人材が不足

11

令和6年度の実施状況（令和5年度との比較）

【県全体】		R5	R6	増減	備考
協 定 数	全体	560	560	± 0	
	基礎単価(8割)	265	265	± 0	
	体制整備単価(10割)	295	295	± 0	
交付面積 (ha)		9,016	9,038	+ 22	微増
交付額 (百万)		1,175	1,179	+ 4	微増

交付面積・交付額の増加要因

- ・ 所得超過者数の減少に伴い、交付対象農用地が増加（みなべ町）
- ・ 集落機能強化加算、生産性向上加算の充当率アップに伴い、加算額が増加（海南市、紀の川市、橋本市、有田川町、田辺市）

12

令和6年度の実施状況（市町別一覧）

実 施 市 町 村	協定数			交付金交付面積(m ²)			交付金額（円）	参加 農家数
	基礎 単価	体制整 備単価		(内数) 田	(内数) 畑			
和歌山市	6	6	0	300,565	0	300,565	2,765,195	64
海南市	35	8	27	9,760,328	108,599	9,651,729	120,480,527	1,153
紀美野町	31	27	4	2,479,929	497,565	1,982,364	24,026,320	372
紀の川市	44	36	8	4,203,042	112,147	4,090,895	54,768,989	527
橋本市	82	1	81	3,710,557	1,767,849	1,942,708	60,701,918	841
かつらぎ町	62	21	41	4,215,191	440,043	3,775,148	52,652,667	510
九度山町	11	11	0	1,583,312	0	1,583,312	14,566,467	251
有田市	22	22	0	6,018,129	0	6,018,129	55,366,779	1,041
湯浅町	5	0	5	4,123,969	29,532	4,094,437	66,164,363	376
広川町	13	12	1	1,943,082	29,486	1,913,596	18,688,215	266
有田川町	66	21	45	13,211,243	1,149,264	12,061,979	180,666,918	1,862
御坊市	1	1	0	50,515	35,039	15,476	731,034	9
日高町	17	0	17	551,001	548,119	2,882	11,543,641	198
由良町	11	0	11	1,764,744	494,803	1,269,941	21,885,434	267
印南町	18	7	11	1,032,098	609,903	422,195	13,932,357	213
みなべ町	25	22	3	10,262,183	352,626	9,909,557	119,412,822	1,268
日高川町	56	40	16	2,580,689	1,183,405	1,397,284	31,896,349	704
田辺市	34	11	23	19,747,980	812,734	18,935,246	293,138,740	2,176
白浜町	4	4	0	798,026	0	798,026	7,341,839	50
上富田町	12	12	0	1,380,051	45,291	1,334,760	13,040,674	156
那智勝浦町	2	0	2	874,652	381,988	492,664	12,828,290	129
古座川町	2	2	0	73,768	56,650	17,118	999,649	19
串本町	1	1	0	101,255	0	101,255	931,546	14
総 計	560	265	295	90,384,321	8,655,043	81,729,278	1,178,530,733	12,490

13

3. 第6期対策（令和7年度～令和11年度）の改正内容

第6期対策の改正内容

1. 対象農用地の見直し
2. 体制整備単価の見直し
3. 加算措置の見直し

15

1. 交付対象農用地の見直し

交付対象農用地

第5期対策：農振農用地区域内

第6期対策：農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地

【改正理由】

「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という本制度の趣旨と、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との整合を図るため。

16

2. 体制整備単価の見直し

体制整備単価

第5期対策：基礎的な活動に加えて、10年後の地域農業と農地活用の将来像を話し合う集落戦略を作成する集落協定に交付

第6期対策：基礎的な活動に加えて、**複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けてネットワーク化活動計画を作成する集落協定に交付**

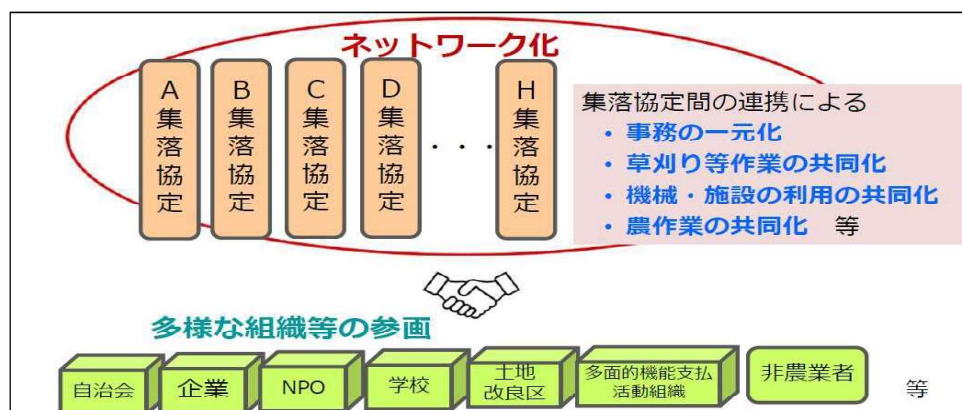
※基礎的な活動・・・耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理等

17

2. 体制整備単価の見直し

体制整備単価の要件

- ①統合またはネットワーク化の面積が10ha以上あること
- ②すでに協定面積が10ha以上（ネットワーク化含む）あり、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定
- ③1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定



体制づくりのイメージ

18

3. 加算措置の見直し

【第5期対策】

- ①棚田地域振興活動加算
- ②超急傾斜農地保全管理加算（基礎単価も可）
- ③集落協定広域化加算
- ④集落機能強化加算
- ⑤生産性向上加算

廃止

※第5期対策で集落機能強化加算に取り組んでいる集落協定については、ネットワーク化加算で継続して取組むことが可能

【第6期対策】

- ①棚田地域振興活動加算
- ②超急傾斜農地保全管理加算（基礎単価も可）
- ③ネットワーク化加算
- ④スマート農業加算

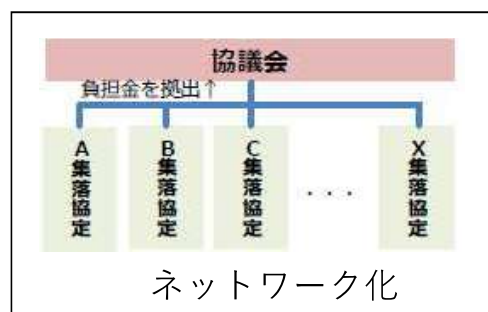
新設

19

3. 加算措置の見直し

【ネットワーク化加算】

複数の集落協定間でのネットワーク化や統合を行ったうえで、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算



対象協定 : 体制整備単価の集落協定

対象農地 : 20ha以上のネットワーク化（協議会等設置する場合に限る）又は20ha以上の統合を行った協定

目標例 : 加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる
ネットワーク化した協定の○%で機械利用の共同化を行う。

20

3. 加算措置の見直し

【ネットワーク化加算（経過措置）】

対象協定 : 体制整備単価の集落協定

対象農地 : 第5期対策（R2～R6）に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定の農用地

対象活動 : 新たな人材の確保
集落機能を強化する取組

目標設定例：NPOとの連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する

21

3. 加算措置の見直し

【スマート農業加算】

対象協定 : 体制整備単価の集落協定

対象農地 : 集落協定農用地

対象活動 : リモコン式自動草刈機による除草
ドローンによる播種・防除・農薬散布

目標設定例：リモコン式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる。
ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割削減させる。



リモコン式草刈機



ドローン

22

4. 令和6年度の取組

23

集落協定の体制整備に関する支援

○最終年評価の結果

共同活動継続に向けた体制整備に対する推進方針

内容	市町数 (複数回答)
集落協定の統合を推進	9
事務や農作業、機械の共同化の集落間連携を推進	9
集落協定と多面的、自治会、改良区等との連携を推進	4
協定と地域おこし協力隊、学生等との連携を推進	5
市町がJA、NPO法人、土地改良区等との連携を推進	3
市町が関係機関と連携し、未実施集落への働きかけ	2
市町が関係機関と連携し、多様な組織が参画できる体制を構築	2
その他	1

共同活動継続に向けた体制整備

24

体制整備単価・加算措置の啓発

啓発内容

○ネットワーク化活動計画

○ネットワーク化加算

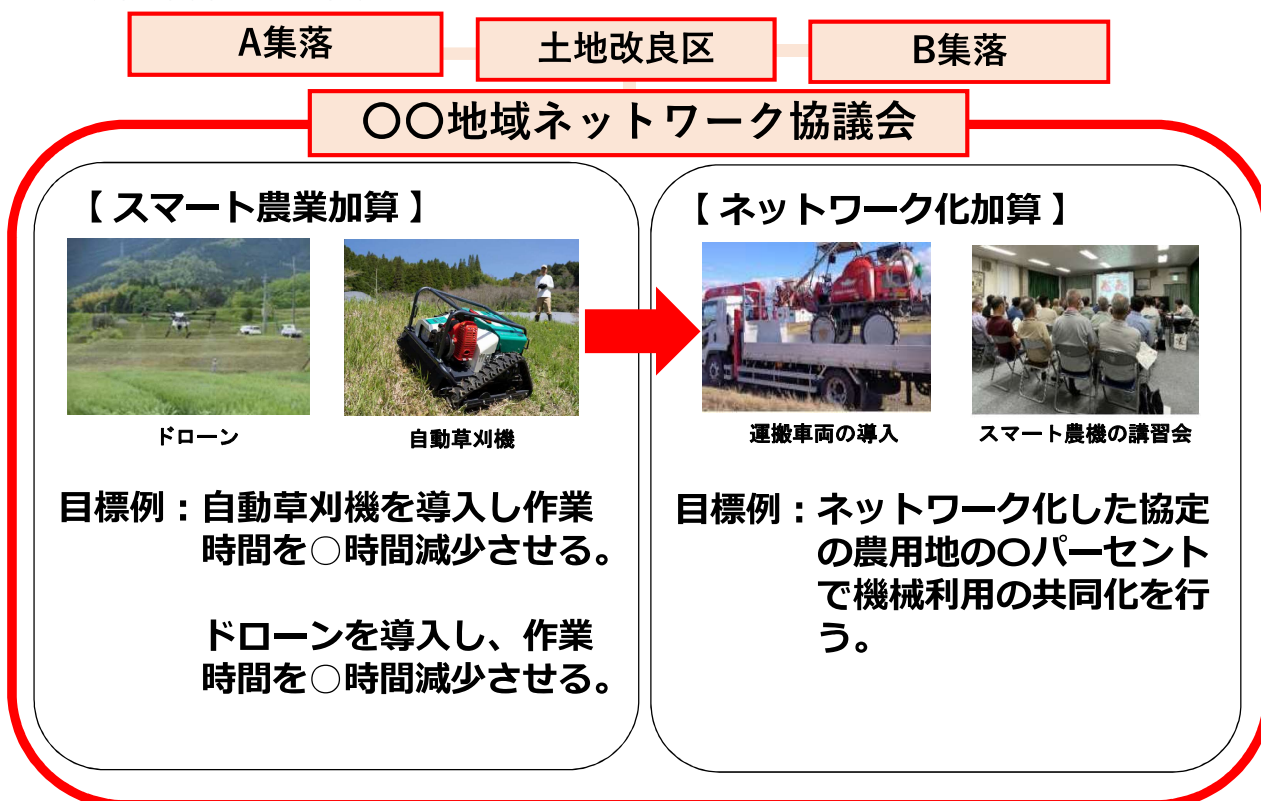
○スマート農業加算

対象市町　： 海南市、紀の川市、橋本市、有田市、
 みなべ町、田辺市

土地改良区： 南紀用水土地改良区

25

加算措置の啓発



○市町担当者・改良区事務局の意見

ネットワーク化加算について

- ・地域に適したスマート農機があれば、共同利用のため活用したい。
- ・隣接の集落協定と繋がるきっかけがないため、取組が難しい
- ・複数集落で農業機械を共同利用する場合、保管に課題があるためネットワーク化加算の活用は難しい。

スマート農業加算について

- ・ドローンの導入を予定している集落もある。
- ・スマート農機を使いこなせる人が少ない。
- ・農用地の条件が悪く、リモコン式草刈機や自動運搬車両を使用できる農用地が一部しかない。
- ・ドローンは梅の薬液の登録品種が少ないため、梅の樹園地では導入が難しい。



- ①隣接集落との話し合いのきっかけづくり
- ②スマート農機の操作スキルの習得

27

5. 令和7年度の実施

令和7年度の推進啓発

①ネットワーク化支援

中山間直接支払研修会



ネットワーク化に向けた模擬
ワークショップの実施

②生産性向上の支援

スマート農機実演会



県試験機関と協力し集落の実情に
適したスマート農機を提案

共同活動継続に向けた体制整備